

2022年11月25日

株式会社スマサポ

代表取締役社長 小田 慎三

問合せ先：経営企画本部 050-1741-3339

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念である「不動産とIT技術を融合させて smart なくらしを support する」を実現するため、継続的に企業価値を向上させるべく、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、法令・企業倫理の遵守、経営の意思決定の迅速化、経営の監督機能の強化及び経営の透明性の確保を重要な課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 CABO DA ROCA	790,000	35.72
太田 卓利	583,300	26.37
大東建託パートナーズ株式会社	140,000	6.33
Hamagin DG Innovation 投資事業有限責任組合	116,700	5.28
株式会社 DG ベンチャーズ	70,000	3.16
太田 玲	63,000	2.85
NEXT ONE 有限責任事業組合	51,700	2.34
みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合	51,400	2.32
株式会社三好不動産	50,000	2.26
みずほ成長支援第3号投資事業有限責任組合	50,000	2.26
地域とトモニ1号投資事業有限責任組合	50,000	2.26

支配株主（親会社を除く）名	太田 卓利
---------------	-------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社 CABO DA ROCA は、当社主要株主である太田卓利氏の資産管理を目的とする会社であります。太田卓利氏は、株式会社 CABO DA ROCA 及び二親等以内の親族との保有株式数を含めると当社の議決権の過半数を保有することとなるため、支配株主として記載しております。

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引に関しては、取引を行うこと自体に合理性（事業上の必要性）があること、及び取引条件の妥当性（他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる）があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。 支配株主との取引を実施する際には、会社経営の健全性の観点より留意すべき必要性が高いことを認識し、上記内容が担保されているかを慎重に判断し、取締役会において十分に審議した上で、適正な決裁を受けることとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
角田 千佳	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角田 千佳	○	—	<p>(社外取締役選任理由)</p> <p>角田千佳氏は、自身での会社経営者として培った豊富な知識と経験を有しており、これまでの知見を活かすことが期待できるところから、社外取締役として選任しております。</p> <p>(独立役員指定の理由)</p> <p>証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			報酬委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
5	0	1	1	0	3	社内取締役

補足説明

当社は、2020年8月19日開催の取締役会にて、取締役会設置の任意の諮問機関として報酬委員会を設置することを決議しました。ガバナンス強化の観点から取締役の報酬にかかる手続きの客観性・透明性を確保することを目的として、取締役会設置の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、岡田良哉、永井文隆、大森彩香の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、岡田良哉を常勤監査役と定め、取締役の職務執行の監督を行っております。各監査役は、監査計画に基づいて、監査を実施するとともに、監査役会を月1回実施し、情報共有に努めております。

また、株主総会や取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的な意見・情報交換や各取締役から適宜業務執行の状況について説明を求めること等により業務の遂行状況を監督しております。また、内部監査室や会計監査人と定期的に連携し、有効かつ効率的な監査を実施しております。

社外監査役を選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡田 良哉	公認会計士													
永井 文隆	公認会計士													
大森 彩香	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田 良哉	○	—	<p>(社外監査役選任理由)</p> <p>岡田良哉氏は、公認会計士資格保有者であり、豊富な経験と専門的な知識を有し、独立した立場で管理体制の強化に資することが期待できることから、社外監査役として選任しております。</p> <p>(独立役員指定の理由)</p> <p>証券取引所が定める独立</p>

			<p>性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
永井 文隆	○		<p>(社外監査役選任理由)</p> <p>永井文隆氏は、公認会計士資格保有者であり、財務及び会計に関する豊富な経験と知識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識とともに、多くの企業での役員経験を活かすことが期待できることから、社外監査役として選任しております。</p> <p>(独立役員指定の理由)</p> <p>証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
大森 彩香	○	—	<p>(社外監査役選任理由)</p> <p>大森彩香氏は、弁護士資格保有者であり、法務及</p>

			<p>びコンプライアンスに関する豊富な経験と知識を有しております。その豊富な経験と幅広い知識を活かす</p> <p>ことが期待できることから、社外監査役として選任しております。</p> <p>(独立役員指定の理由)</p> <p>証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
<p>その他独立役員に関する事項</p> <p>独立役員の資格をみたま社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定しております。</p>	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
<p>該当項目に関する補足説明</p> <p>当社の継続的な成長および企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。</p>	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役
<p>該当項目に関する補足説明</p> <p>当社の継続的な成長および企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的としております。</p>	

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が 1 億円以上である者が存在しないため、個別の記載はしていません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<p>現状は、各取締役の報酬額は、取締役 2 名、監査役 3 名の合計 5 名の報酬委員会にて、会社の業績及び経済情勢、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。取締役の報酬限度額については、2019 年 12 月 27 日開催の定時株主総会において年額 100,000 千円以内と決議されており、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程については、2021 年 12 月 7 日開催の報酬委員会において、報酬額の決議を行い、報酬委員会の決議内容を 2021 年 12 月 23 日開催の定例取締役会に答申し、決定しております。</p> <p>各監査役の報酬総額は、2019 年 12 月 27 日開催の定時株主総会において年間 50,000 千円以内と決議されており、各監査役の報酬額については、監査役会の協議をもって、決定しております。</p>
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

<p>取締役会事務局として経営企画本部人事総務課を配置し、取締役会の開催に際しては、資料の事前送付を行うとともに、重要な案件について事前説明を行っております。また、社外監査役は常勤監査役、内部監査室と定期的に会合を持ち、情報の共有を図っております。</p>
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>a.取締役会</p> <p>当社の取締役会は、代表取締役社長小田慎三が議長を務め、藤井裕介、森田団、室之園和也、角田千佳の取締役 5 名（うち社外取締役は角田千佳の 1 名）で構成されております。取締役会は、迅速かつ効果的、効率的な意思決定を行えるよう毎月 1 回定時取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は経営の重要事項の審議、決定、業務執行の進捗確認等の重要な意思決定機関として運用されております。</p> <p>また、取締役会にはすべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監督できる体制となっております。</p> <p>b.監査役会</p> <p>当社の監査役会は、岡田良哉、永井文隆、大森彩香の監査役 3 名（うち社外監査役 3 名）で構成されており、岡田良哉を常勤監査役と定め、取締役の職務執行の監督を行っております。各監査役は、</p>

監査計画に基づいて、監査を実施するとともに、監査役会を月1回実施し、情報共有に努めております。

また、株主総会や取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役と定期的な意見・情報交換や各取締役から適宜業務執行の状況について説明を求めること等により業務の遂行状況を監督しております。また、内部監査室や会計監査人と連携し、有効かつ効率的な監査を実施しております。

c.内部監査室

当社は、業務部門から独立した社長直属の内部監査室を設置しており、内部監査室長及び内部監査担当者の2名が経営目標の効率的な達成に役立つことを目的として、適法性及び妥当性並びに有効性の観点から公正かつ独立の立場で、経営諸活動の遂行状況を評価し、業務改善に向けた助言・勧告を行っております。なお、当社は小規模組織であるため独立はしていませんが、内部監査を行う内部監査室を組織として設けており、その室長を経営企画本部人事総務課長が兼任しております。内部監査室長は自己の属する部門を除く当社全体を監査しております。自己の属する部門に関する監査は相互牽制機能を発揮するためにソリューション営業本部長が実施しております。

d.経営会議

経営会議は、代表取締役社長小田慎三が議長を務め、取締役4名及び常勤監査役1名、代表取締役社長の指名する従業員で構成されております。経営会議は原則毎月2回開催され、取締役会へ上程する議題、業績に関する進捗状況及び今後の業績見込み等について、協議、審議及び伝達を行っております。

e.リスクコンプライアンス委員会

リスクコンプライアンス委員会は、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき構成しており、代表取締役社長小田慎三が委員長を務め、委員長及び委員長指名の委員が出席のもと、原則として月2回開催しております。基本方針、計画及び体制の策定、関係規則、マニュアル等の策定等について協議し、コンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。

f.報酬委員会

報酬委員会は、取締役の報酬に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。報酬委員会は、代表取締役社長1名、社外取締役1名、社外監査役3名（うち1名は常勤）で構成され、役員報酬の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。当事業年度は、報酬委員会を1回開催しております。取締役会からの諮問事項である2021年12月開催の定時株主総会後の取締役会に付議する取締役の個別報酬について審議し、取締役会に対し答申しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、内部監査部門である内部監査室を設置しており、各機関が相互に連携し役割を果たすことによりコーポレート・ガバナンスが有効に機能し、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に資すると思え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご参加いただけるよう、可能な限り集中日を避け、アクセスの良い場所にて開催してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	将来的に必要であると判断した場合に採用を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーの作成及びホームページ上における公表する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を実施していくことを検討したいと考えております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的	上場後は、第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的で開催することに加え、機関投資家向け説明会及び	あり

説明会を実施	個別ミーティングを計画しております。	
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主構成等を考慮した上で、海外投資家向けの説明会も実施していくことを検討したいと考えております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社のホームページ内に I R 専門サイトを開設し、情報を速やかに発信できる体制を構築する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画本部にて IR を担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、取引先等ステークホルダーの信頼を得ることが、事業成長のために最も重要な事項と考えております。当社では、リスクマネジメントおよびコンプライアンス規程を制定し、役職員に周知するとともに、日常の業務遂行において法令遵守を徹底しております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページや決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示（法令等に基づき財務数値に関連する情報）を行う方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムとして、各種社内規程の整備、運用により、決裁制度や報告体制を構築し、業務の適正性を確保しております。なお、これらについては、2020年10月26日開催の臨時取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。

内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および従業員は、法令・定款の遵守はいうまでもなく、社会の一員として求められる倫理規範に基づき誠実に行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努める。また、コンプライアンス・リスク管理の全社レベルでの徹底推進と内部統制システムの運用を図ると共に、業務処理にかかわる社内規程等の遵守を徹底するため、従業員の指導や教育を行う。

その他、内部通報制度を整備し、法令違反等の不正行為を早期に発見して是正を図り、コンプライアンス経営の強化および不正の防止に対する自浄作用の向上を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・定款および文書管理規程に基づき、取締役会ならびにその他の重要な会議の意思決定に係る記録および決裁した文書等を定められた期間、適切に保存・管理する。また、取締役、監査役および会計監査人（監査法人）は、それらの文書を随時閲覧できる体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会およびその他の重要な会議において、それぞれの担当取締役より報告される業務執行に関わる重要な情報や、会計監査人（監査法人）による会計・内部統制監査および内部監査室より報告される業務・会計監査の状況などから、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについての的確に把握し、適切に認識・評価する。この際、会計監査人（監査法人）、弁護士事務所、顧問税理士等の外部機関より適宜、助言・指導を受け対策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令・定款に基づき取締役会を設置する。取締役会は、取締役会規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役および管理職で構成される経営会議を設置し、月2回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役は、監査役監査規程に基づき、必要に応じて取締役の同意を得て、会社従業員の中より適当な補助者を求めることができるものとする。なお、当該従業員は、監査役の指定する補助すべき期間中は、監査役へ指揮権が移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該従業員の異動等については監査役の事前同意を必要とする。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社の監査役は、法令・定款および監査役監査規程に基づき、取締役会およびその他の重要な会議への出席が認められ、取締役ならびに従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、または監査役会が必要と認める事項について、遅滞なく報告する体制としている。

7. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内規程において、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、当該内容を当社の役員及び使用人に周知徹底するものとする。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

9. その他監査役職務の実効性を確保するための体制

当社の監査役は、法令・定款および監査役監査規程に基づき、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、意見を述べ、あるいは勧告または助言を行う。また、監査役会は内部監査室および会計監査人（監査法人）と密接な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法をはじめとする関係諸法令に基づき、財務報告の基本方針および内部統制報告規程を定め、内部統制システムを構築する。さらに同システムの整備状況ならびに運用状況を継続的に評価し、不備の発見と必要な是正を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求等に対しては毅然とした態度で臨むとともに、適宜に警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応することとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

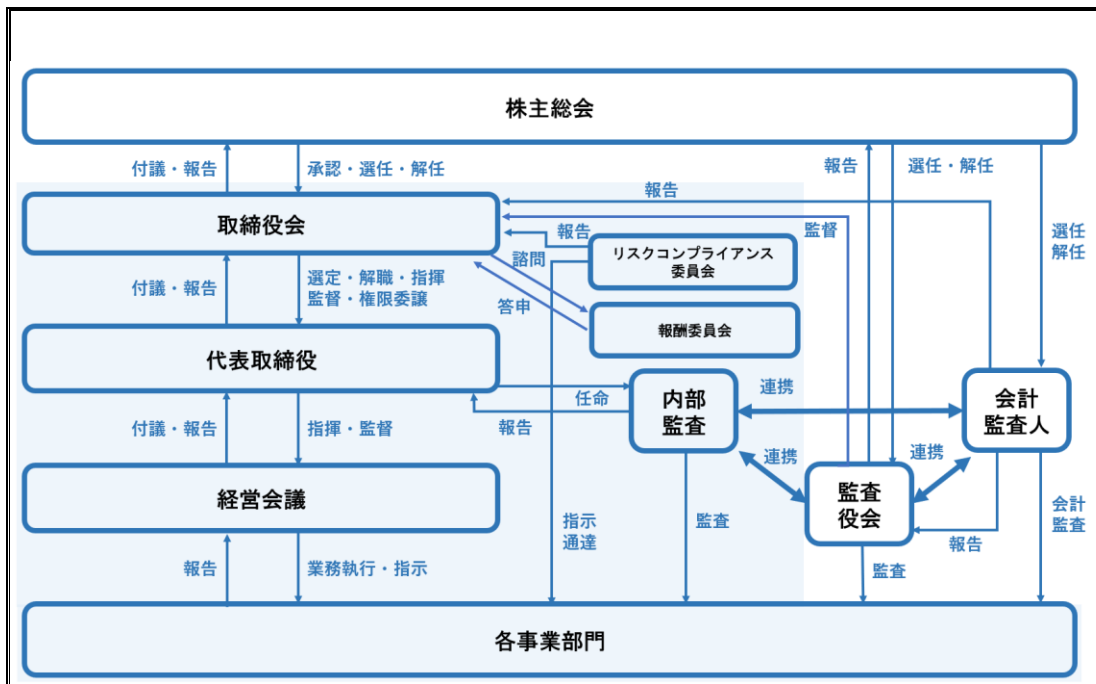
該当項目に関する補足説明

—

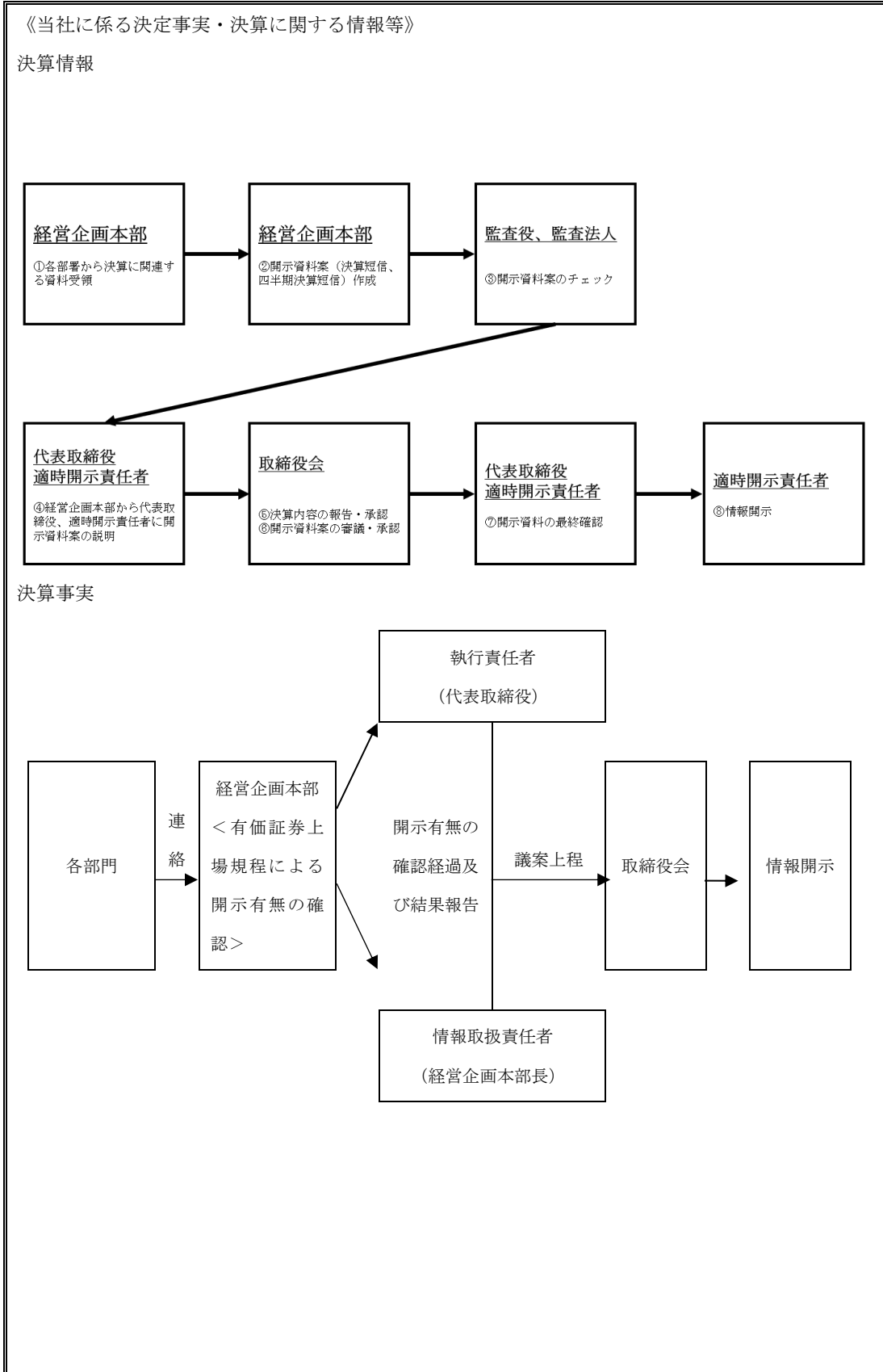
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

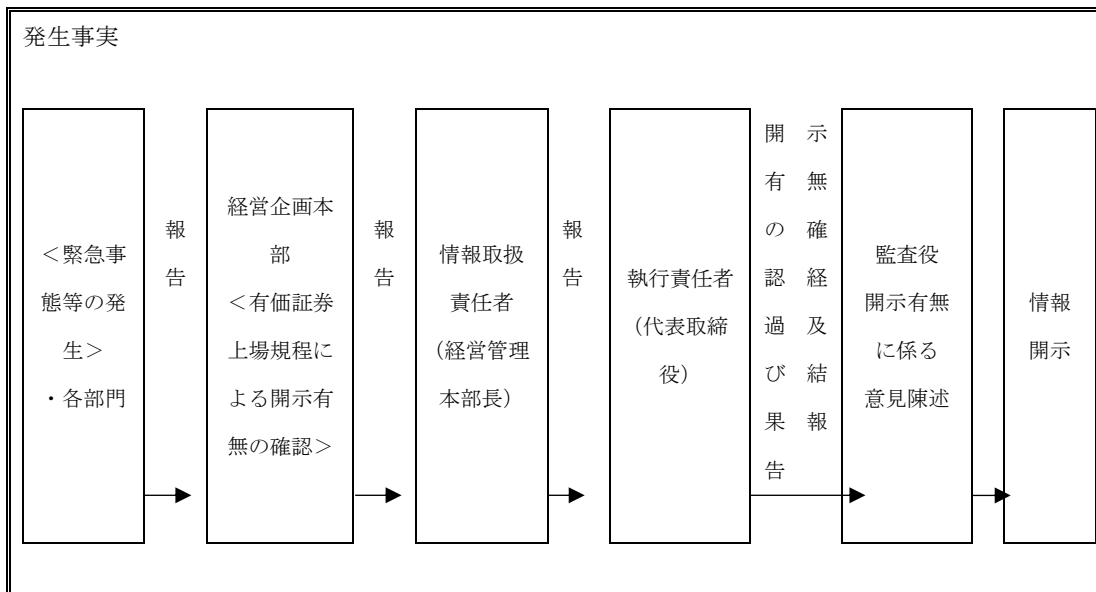
—

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】





以上